



日・ウズベキスタン租税条約



背景

- ウズベキスタンは、ソ連崩壊後、1986年に発効した日・ソ租税条約を承継。
- 現大統領就任(2016年)後、経済自由化、投資促進に向けた改革が急速に進展。
- 中央アジア最大の人口を擁するウズベキスタンは市場も大きく、潜在性あり。
- 近年進出日系企業数が増加する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容(現行条約の全面改正)

◆ 投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】 ※現行条約にも規定あり。

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取等) 5%(その他)	免税(著作権) 5%(その他)

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続【第24条】

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

- 日・ソ租税条約をウズベキスタンとの間で早期に改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■人口:

3,280万人(2018年)

■一人当たりGDP:

1,550米ドル(2018年)

■在留邦人:

127人(2018年)

■進出日系企業:

24社(2018年)

■進出分野:

商社, 製造業・小売業等

(参考)

■ ウズベキスタンは、日本を含むG7諸国、中国、韓国、インド等約60か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2019年12月にミルジョーエフ大統領が訪日(2011年のカリモフ前大統領訪日以来の元首訪日)。2015年に安倍総理大臣がウズベキスタン訪問。

■ 2019年12月に署名(於:東京)。